

～「生きがい」「働きがい」「住みがい」のある小諸市の実現をめざして～

「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃 及び 人権擁護に関する条例」を改正しました(令和5年4月1日施行)

関 人権政策課

外国籍等市民、性的少数者、犯罪被害者等への差別、新型コロナウイルス感染者や被差別部落等に対するインターネット上での誹謗中傷、人権侵害事象の増加など社会情勢の変化を鑑み、平成8年に施行された「小諸市部落差別等あらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例」を一部改正しました。



【改正点】

条例の目的として、**第1条**では基本的人権の保障と法の下での平等などを定めている「日本国憲法」に加え、すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする「世界人権宣言」、また、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)をはじめとする「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)など、その他多くの人権課題に係る差別の解消を目的とした法令の理念にのっとるものとし、「部落差別等あらゆる差別」としていたものを、「部落差別をはじめ、障がい、年齢、性別、疾病、国籍等その他のあらゆる差別」として一部、具体的に示しました。

また**市の責務**として**第2条**では、国、県及び関係団体との役割分担を踏まえ連携を図ることを明記し、**市の取組み**として**第4条・第5条・第6条**では、必要に応じて実態調査の実施や相談体制、教育及び啓発活動の充実に努めることを追記しました。

市民の責務は変わらず、**第3条**に「すべての市民は、お互いに基本的人権を尊重し、差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。」と規定しています。市民の皆様のご理解、ご協力をお願いします。

「ゼロカーボンシティこもる」を目指して④

小諸市では2050年までに「ゼロカーボンシティ(二酸化炭素排出量実質ゼロ)」を目指しています。日本の二酸化炭素排出量の約6割が、衣食住を中心とするライフスタイルに起因しています。ゼロカーボンの達成には、一人ひとりの意識変化が大切です。日常生活でできる脱炭素の取り組みを紹介します!



関 生活環境課 生活環境係

旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活

現在、日本ではカロリーベースで約60%を輸入食品で賄っており、その分フードマイレージ(輸送量×輸送距離:輸送に掛かるCO₂排出量も増える)が大きくなっています。食品を購入する際は、食品のトレーサビリティ表示(生産、加工や流通など食品の取扱いの記録)、国産のものや旬のものを意識して選択してみましょう。

暮らしの メリット

- 旬の食材はおいしく、栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができます。
- 食を通じて、季節感や地域の気候風土を感じることもできます。



年間のCO₂削減量

地産地消

8kg/人

※一部の野菜・果樹を地産地消した場合

旬の野菜

36kg/人

※一部の野菜を温室栽培から露地栽培した場合